

## 松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託

### 公募型プロポーザル募集要項

#### 1 目的及び趣旨

松本広域エリア(松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)には、歴史、自然、文化、食などの魅力的なコンテンツが多く存在しているが、訪日外国人旅行客は、松本城や奈良井宿など一部の人気スポットのみの来訪に限られており、エリア内の周遊、ひいては観光消費額の増加につながっていない。

そこで、松本エリアでしか体験のできない特別感のある食、自然・景観、歴史的建築、文化的などの高品質サービスを造成し、域内周遊を高めるとともに、近郊主要周遊ルート(名古屋市、高山市、白川村、金沢市等)のハブとしての役割を果たすことで、松本エリアの滞在日数延伸、観光消費額の最大化を図ることを目的とする。

本業務を実施する契約候補者を公募式プロポーザル方式によって選考することを目的とし、その手続き等について、本要項にて定めるものとする。

#### 2 業務概要

##### (1) 業務名

松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託

##### (2) 業務内容

ア 別紙3-1「松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託 仕様書」および別紙3-2「松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託 令和7年度事業実績一覧」(以下「仕様書」という。)によるものとする。ただし、契約時ににおいて受託者の企画提案内容により一部を変更する場合がある。

イ 本業務における業務内容は、観光庁補助金※の申請段階における計画に基づくものであり、補助金の採択結果や交付決定内容等により、業務内容等が変更となる場合がある。その場合には、発注者と受託者の協議のうえ、業務内容を調整するものとする。

※令和8年度DMO総合支援事業(広域連携観光促進事業)

##### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月10日(水)まで

##### (4) 契約限度額

6,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 3 参加資格

提案参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国及び構成市村を含む地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 構成市村の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入する義務のある者にあっては、これらに加入していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 4 参加資格の喪失

以下に該当する場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不正な行為、外部圧力等を行った場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合(軽微なものを除く)
- (4) その他、委託者が不適格と認めた場合

### 5 実施スケジュール

日程	内容
令和8年 2月17日(火) 2月19日(木)	提案募集公告
	質問受付開始・参加表明受付開始
2月26日(木)	質問受付締切り
3月6日(金)	参加表明書提出期限
3月13日(金)	参加資格審査結果送付期限
	提案書受付開始
3月24日(火)	提案書受付期限
3月27日(金)	プレゼンテーション
3月31日(火)	選考結果通知(予定)
4月下旬	契約

## 6 参加の手続き

### (1) 提案参加表明の提出

提案参加表明は、以下の手続きに従って提出すること。共同提案する場合は、代表する者が行うこと。

ア 本募集に提案しようとする者は、次の書類を事務局へ持参または郵送すること。

- (ア) 様式1「参加表明書」……………正本 1部
- (イ) 様式2「誓約書」……………正本 1部
- (ウ) 会社概要(事業概要のわかるパンフレット等)…………… 1部
- (エ) 構成市村の入札参加資格を有していない場合は、上記に加えて以下の書類を提出すること。
  - a 登記事項証明書…………… 1通  
履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書
  - b 印鑑証明書…………… 1通
  - c 納税証明書…………… 1通  
(所轄税務署発行の「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明及び構成市村の市村税が課税されている場合には、市村発行の市村税を滞納していない証明)
  - d 財務諸表の写し…………… 1通  
(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)※直近事業年度のもの
  - e 社会保険等加入を証する書類の写し…………… 1通

※参加者は、候補者決定までの間に上記参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(2) 提出期間:令和8年2月19日(木)から令和8年3月6日(金)まで(必着)

(3) 提出方法

- ア 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
- イ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(4) 提出先

「13 担当」まで

## (5) 参加資格確認

参加資格確認の通知は、参加表明書を提出した事業者に対して、令和8年3月13日(金)を目途に、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に通知する。

## 7 質問について

本プロポーザルに関して質問がある場合は、下記による受け付ける。

### (1) 受付期限

令和8年2月19日(木)から2月26日(木)まで(必着)

### (2) 提出方法

質問書(様式3)により、電子メールで提出することとし、件名は「【質問】松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託」とすること。電子メール以外での質問は受け付けないものとする。

### (3) 提出先

「13 担当」まで

### (4) 回答

令和8年3月2日(月)を目途に、電子メール及び当広域連合ホームページにて回答する。

## 8 辞退

参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、提案書類提出期間中に様式4「参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

## 9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書に基づき企画提案書を作成し、持参もしくは郵送にて提出すること。

### (1) 企画提案書

以下を盛り込んだ内容とすること。

- ア 松本広域エリアのバリュープロポジション
- イ ターゲットに対するアプローチ
- ウ 契約から完了までのスケジュール
- エ 令和7年度に造成した滞在コンテンツの効果検証とブラッシュアップの方法の具体案

- オ 新規コンテンツ開発の具体案
- カ 販路形成及びテスト販売における具体案
- キ アウトカム(KGI)達成の具体案
- ク 連携可能な広域地域及び広域観光ルート形成の具体案
- ケ 事業継続化の具体案
- コ 関連事業実績
- サ 業務実施体制

#### (2) 提出書類及び部数

次の書類をそろえて提出すること。なお、PDFデータについては、CD-ROMまたはDVD-ROMに格納して提出すること。

- ア 様式5「提案書類提出書」-----正本 1部
- イ 見積書および内訳書(様式任意)-----正本 1部、PDFデータ 1部
- ウ 提案書(様式任意)-----正本 1部、副本 10 部、各PDFデータ 1部
- エ 関係資料(ある場合)-----正本 1部、PDFデータ 1部

※過去5年以内の関わったことのある関連事業実績

#### (3) 提出方法

- ア 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
- イ 郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によること。

#### (4) 提出先

「13 担当」まで

### 10 選定方法

別紙1「松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託 審査委員会設置要領」に基づき設置する選考委員会において提案書および見積価格の2点について総合的に評価をし、優先交渉先を選定する。

#### (1) 選考基準

別紙2「松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託 優先交渉先選考基準」とおり

#### (2) プレゼンテーション審査会

- ア 実施内容

提出された提案書類に基づき、本業務の理解及び実現方法について詳細に説明すること。また提案書類及びプレゼンテーションの内容に関する質疑応答を行うこと。

#### イ 実施方法

プレゼンテーションの日時・方法については、別紙4「松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託 プrezentation実施要領」で示す日時の中で、個別に指示・調整する。参加できる人数は3名程度とし、実際にプロジェクトに参加予定の者のみとする。

#### (3) 優先交渉先選考結果

ア 優先交渉先選考結果は速やかに参加業者へ通知する。

イ 結果について、意義の申立ては一切認めない。

ウ 優先交渉先の特定通知を持って契約の相手方を約するものではない。

### 11 契約

#### (1) 受託者の決定

優先交渉先と、仕様書等の詳細について確認のうえ、受託者として決定する。ただし、優先交渉先との協議が整わない場合は、次点の候補者と協議を行ったうえで受託者を決定することができるものとする。

#### (2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、委託者と協議のうえ、速やかに契約手続きを進めるものとする。

### 12 その他

#### (1) 本プロポーザルによる業務委託は、観光庁補助金の採択(交付決定)を条件として実施するものである。

当該補助金が不採択となった場合、本業務委託契約は締結しないものとし、これに伴う応募者の費用等について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

※観光庁補助金に係る選定結果の通知があったところで速やかに参加者には連絡します。(令和8年3月下旬予定)

#### (2) 配布資料はその一部について変更する場合があるものと認識し、応募期間中は、資料が掲載される松本広域連合ホームページを注視すること。

#### (3) 提案者には、参加報酬は支払わない。

#### (4) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

- (5) 提案書類は返却しない。
- (6) 提案書類は本提案募集の目的以外には使用しない。
- (7) 提案書類は選考に係る作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (8) 契約候補者決定後に応募したすべての参加者を公開する。
- (9) 提出書類は、松本広域連合情報公開条例(平成16年条例第1号)に基づき公開することがある。

### 13 担当

松本広域連合事務局 総務課 ふるさと担当

〒390-1401

長野県松本市波田 4417-1 松本市役所波田支所 4 階

担当:高野 貴史、大和 健司

TEL:0263-87-5460 FAX:0263-87-5462

E-Mail:[furusato@m-kouiki.or.jp](mailto:furusato@m-kouiki.or.jp)

※R8.4.1 以降 人事異動により担当者が変更になる場合があります。

## 14 添付書類

### (1) 別紙

- ア (別紙1)松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託  
審査委員会設置要領
- イ (別紙2)松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託  
優先交渉先選考基準
- ウ (別紙3-1)松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託  
仕様書
- エ (別紙3-2)松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託  
令和7年度事業実績一覧
- オ (別紙4)松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託  
プレゼンテーション実施要領

### (2) 様式

- ア (様式1)参加表明書
- イ (様式2)誓約書
- ウ (様式3)質問書
- エ (様式4)参加辞退届
- オ (様式5)提案書類提出書